

裁判手続のパンフレットはわかりやすいか — 裁判所が提供する民事執行パンフレットの理解度調査の結果から —

宮崎 透[†]

How should Leaflets on Judicial Procedure be User-Friendly ? : A Survey Study on Intelligibility of a Guide Leaflet offered by the Supreme Court on Civil Compulsory Execution

Toru Miyazaki

1. 研究テーマ選定の経緯等

研究テーマを選ぶに至った経緯及び動機は、①「やさしい日本語」との出会いと②令和元年民事執行法の改正に際し、勤務していた裁判所で手続案内の作成に関与したことにある。

1.1 やさしい日本語

「やさしい日本語」[1]とは、災害などの緊急時、日本在住の外国人（日本語非母語話者）に対し必要な情報を提供するため、よりわかりやすくなるよう工夫された日本語のことである。日本語教師の資格取得準備をしていたときに出会った。日本人にとって外国語というと「英語」と思いがちだが、日本に住んでいる全ての外国人が英語ができる訳ではない。災害に関する情報を日本語と英語で提供したとしても、外国人居住者の中には理解できない人もいることになる。そこで、日本に住んでいるなら多少の日本語がわかるだろうということを前提に、通常の日本語を外国人にもわかりやすいものにする工夫が行われた。このこと自体、外国人向けの情報提供としては十分意義のあることだと思われる。しかし、日本人に対する情報提供にも配慮すべきことはないのかという疑問が生じた。災害時の情報提供ではないが、口頭や書面での裁判手続の案内、コンピュータ関係の説明書、医療現場での患者対応など、日本語ではあるが使われている言葉が専門的で、日本語母語話者でも理解が難しいことは多々ある。このような状況の解決方法として、「やさしい日本語」の考え方を利用することはできないかと考えた。

1.2 裁判所の手続案内

筆者は以前、民事執行手続を専門に扱う東京地方裁判所

民事執行センター（民事第21部）の総合案内部門に勤務していた。その主たる仕事として、東京地方裁判所管内だけでなく全国各地から、裁判所内外を問わず電話等で行われる民事執行手続に関する照会への対応がある。また、ホームページで民事執行手続の案内や書式を提供し、一般利用者への情報提供も行っている。

筆者個人の仕事としては、令和元年民事執行法が大きく改正された際に、改正の一部である財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の手続案内作成に関与した。この2つの手続は、簡単に言えば、債権者が、債務者にどんな財産があるかを探すための手続である。例えば、お金を借りた人（債務者）が期限内に返済しない場合、貸した人（債権者）がそのお金を取り戻す（債権回収）ためには、裁判所の「民事強制執行手続」を使う必要がある（自力救済の禁止）。この手続を踏むためには、債権者は判決などの「債務名義」を取得するだけでなく、債務者の財産が何かを特定し、申立てを行わなければならない。債権者が債務者の財産の存在を知っていればいいが、知らない場合、そのままでは強制執行ができないことになる。具体的には、子供をかかえて離婚した元妻が、元夫が離婚時に約束した養育費を払わない場合がある（このような手続照会は珍しくない）。元夫が転職し、離婚当時勤めていた会社と違う会社に勤めていたり、新しい銀行口座を開設した場合、新しい勤務先や銀行口座を知る方法として、先の2つの手続を使うことになる。

新しい手続案内を作成するため、従前行っていた案内の見直しとして、最高裁判所が提供していた「強制執行の申立てをされる方のために」と題するパンフレットを検討した。このとき、この手続案内が一般の人々に本当にわかりやすいのか疑問に思い、そのことが表題のテーマで研究を行う直接の動機となった。

[†]2021年度修了（人文学プログラム）

2. 研究目的

強制執行パンフレット [2] <<https://www.courts.go.jp/>> は一般の人に①わかりやすいのか、②わかりにくいとすれば何がわかりにくい（わからない）のか、③わかるためには何が必要か、を明らかにすることを研究目的とした。

3. 先行研究

3.1 間接的な先行研究

研究の出発点として、法と言語に関する法言語学 [3][4] を検討したが、刑事裁判での法廷通訳に関する研究や外国人留学生にとっての法律用語の難しさに関する研究は見つかっても、一般人が裁判や法律に関する専門用語を理解する仕組み（メカニズム）を解明する研究は見つからなかった。

「公文書の平易化」という観点から検索したところ、アメリカやイギリスで、公文書の平易化がブレイン・イングリッシュを使って行われていることがわかった [5] が、これも本研究に直接参考となるものではなかった。

日本の公文書研究において、日本語教育学の岩田一成教授が、自身で収集した公文書を使い、何がどのように分かりにくいかを具体的に説明した研究 [6] は大変興味深いものではあった。しかし、理解のメカニズムそのものの解明に直接つながるものではなかった。

3.2.1 直接的な先行研究

検討範囲を拡大し、「わかる」、「理解」、「学習」、「認知」をキーワードとして先行研究を検索した。「理解」、「学習」と「認知」に関連する文献 [7][8][9] から得られた「わかる」のメカニズムは、①言葉（日本語）としてわかる、②意味がわかる、③意図がわかる、である。この3つの観点から本執行パンフレットの理解を検討すると、①日本語母語話者はこのパンフレットが日本語で書かれていることはわかる。しかし、②馴染みのない言葉（専門用語など）で書かれている部分も多いので、その意味を容易に理解できない可能性が高く、その結果、③執行パンフレットの作成者が読み手に伝えたいと思っている意図も理解されない可能性が高くなることがわかった。しかし、このメカニズムでは本執行パンフレットをわかるということを十分に説明することはできない。そこで、更に「わかる」というメカニズムがどういうことか、検索を続けることにした。

3.2.2 畑村理論

「わかる」のメカニズムについて更に検索し、たどり着いたのが、重大事故の原因を探る「失敗学」で有名な畑村洋太郎教授の著書である。

畑村教授は『みる わかる 伝える』（2008年）[10] において、「（意味が）わかる」とは「要素」、「構造」、「全体構造」が一致することと説明する（以下、これを「畑村理

論」という）。同書の「うまいソバ」を例にすると、人が「あのソバ屋はうまいソバを出す」と感じるとき、単に「ソバ（麵）」、「汁」、「具材」など目に見えるものだけでなく、作り手の人柄、店のサービス・雰囲気といった目に見えないものも「うまいソバ」をつくりだす「要素」となっている。同様に世の中のすべてのものや事象は、いくつかの「要素」が絡み合う形で必ずある「構造」をつくりだしている。しかも、1つの「構造」しかないような単純なものや事象は珍しく、多くの場合異なる「構造」がいくつかまとまる形で成り立っている。つまり複数の「構造」を集めて「全体構造」をつくっている。事象や人の話が自分の頭の中の要素や構造と一致すれば「わかる」というになり、一致しなければ「わからない」ということになる。

更に、畑村教授は、頭の中にある要素や構造を「テンプレート」（型紙）と名付け、人は頭の中にさまざまなテンプレートを持っており、そのテンプレートと外の様々な事象とが一致するかどうかで「わかる」「わからない」を判断していると説明し、理解の度合いについて「要素の一致」、「構造の一致」、「新たなテンプレートの構築」の3つのパターンに分類の上、その順序で理解の程度が深まるとしている。

本研究に即して以上をまとめると、すべてのものや事象はいくつかの「要素」が結合した「構造」によって構成され、複数の「構造」は更に結合して「全体構造」をつくっている。つまり、ある「全体構造」を見ると、一段下に複数の「構造」があり、それぞれの「構造」は下に更に複数の「要素」あることになる。そして、対象と自分の頭の中の「要素の一致」、「構造の一致」、「新たなテンプレートの構築」の順に理解のレベル（程度）が深まる。また、本パンフレットを対象とした場合、畑村理論における「要素」は「言葉」であり、複数の「言葉」が結合して「構造」になり、「新たなテンプレートの構築」とは、パンフレットを読んで、頭の中にテンプレートを新たに創り出すということになる。

4. 調査

わかるというメカニズムが3.2.2「畑村理論」で述べたとおりだとしても、どのような方法で「人が執行パンフレットを読んで理解できたか」を判断するかは、非常に難しい問題である。本研究では、次の方法で、執行パンフレットの理解が容易か、理解の程度がどれくらいか、わかることに必要なものが何かを検証した。

4.1 調査方法

調査は、パンフレットを読んで、質問紙の12問（小問）について4つの選択肢から1つを選んでもらう方法で行った。

質問紙は、①回答者の年齢等の属性調査、②設問12題と選択肢、③自由記述欄から構成される。②問題は、大き

裁判手続のパンフレットはわかりやすいか
— 裁判所が提供する民事執行パンフレットの理解度調査の結果から —

問1, 問2, 問3から構成され, 各問は複数の小問 (合計12題) から構成される。出題内容は, 問1で手続の流れを, 問2で用語を, 問3で制度や手続の理解を問う問題とした。理解度は, 正解が①パンフレットの該当箇所を見つけることで容易に答えられるもの (要素), ②複数の箇所を参照しないと答えられないもの (構造), ③直接の答えがパンフレットに明確にはなく, 複数箇所を参照し頭の中で整理しなければ答えられないもの (新たなテンプレートの構築) を出題して判断した。

調査全体を理解してもらうため, 全12題の質問部分を次に示し, その後で回答状況として正解率が上位3位までと下位3位までの6題について, 選択肢も示した上で解説する。

4.2 設問の概要

全問の質問部分は, 【図1】の「設問12題」のとおりである。質問の趣旨等については, 調査結果と合わせて5.3.1と5.3.2でまとめて述べる。

【図1】設問12題

問1-1	貸したお金を相手はどうしても返してくれないときお金を取り戻すために, 申立人はどうすべきでしょうか。
問1-2	裁判を起こして相手方が申立人にお金を払うよう命じた判決が出たのに, 相手がお金を払ってくれないとき, 申立人はどうすべきでしょうか。
問1-3	金銭トラブルの解決から貸したお金の回収までのすべてについて裁判所を利用するとき, 申立人は裁判や申立て等の手続を最低何回する必要があるでしょうか。
問2-1	別紙の執行パンフレットの判決 (書) には何が書かれているでしょうか。
問2-2	次のうち, 債務名義に当てはまらないものはどれでしょうか。
問2-3	債務名義の送達証明とは, 次のどれでしょうか。
問2-4	判決の送達証明書は, 次のうち誰が作るものでしょうか。
問2-5	判決に付けられた執行文が証明しているのは, 次のどれでしょうか。
問2-6	執行文は, 次のどの組織又は人が判決に付けるものでしょうか。
問3-1	次のうち, 裁判所がしてくれることはどれでしょうか。
問3-2	強制執行について, 正しいものは次のうちどれでしょうか。
問3-3	相手の給料を差し押さえたとき, 差し押さえた給料について正しいものはどれでしょうか。

4.3 調査の実施

民間の調査会社を利用して調査を行った。

調査会社は登録者に対しwebアンケート方式で調査を実施し, 重複回答と無効回答を削除の上, 有効回答のデータのみが筆者に送付された。

なお, 回答者の条件は, 年齢, 性別, 職業, 居住エリア, 学歴は不問とし, できるだけ年齢構成が分かるよう, また, 100人以上のデータを収集するよう依頼した。

5. 調査結果とその分析

5.1 得点状況

全回答者の得点は, 【表1】の「得点状況」のとおりである (満点12点)。

【表1】得点状況

(1) 全体	115人	最高12点	最低1点	平均7.7点	得点率64.1%
(内訳) 20代以下	27人	最高11点	最低1点	平均6.74点	得点率56.2%
30代	38人	最高12点	最低2点	平均7.61点	得点率63.4%
40代	24人	最高11点	最低2点	平均7.96点	得点率66.3%
50代以上	26人	最高12点	最低4点	平均8.65点	得点率72.10%
(2) 女性	67人	最高12点	最低1点	平均7.67点	得点率63.9%
(内訳) 20代以下	20人	最高11点	最低1点	平均6.65点	得点率55.4%
30代	21人	最高12点	最低2点	平均8.0点	得点率66.7%
40代	12人	最高11点	最低2点	平均8.25点	得点率68.8%
50代以上	14人	最高11点	最低4点	平均8.14点	得点率67.8%
(3) 男性	48人	最高12点	最低2点	平均7.77点	得点率64.8%
(内訳) 20代以下	7人	最高11点	最低2点	平均7.0点	得点率58.3%
30代	17人	最高11点	最低2点	平均7.12点	得点率59.3%
40代	12人	最高11点	最低3点	平均7.67点	得点率63.9%
50代以上	12人	最高12点	最低6点	平均9.25点	得点率77.1%

男女とも年齢が上がるにしたがって得点率は上がるが, 平均点は極端には違わない。例外として, 女性の50代以上の平均点は若干下がり, 男性の50代以上の平均点は高い。

満点が12点という設問において, 全体の平均点が7.7点 (約64%の得点率) という結果から, 研究目的①本執行パンフレットが一般の人にとってわかりやすいのか, との問いに対し, 「わかりやすい」と言うことは難しい。

5.2 回答状況

回答の状況は, 【表2】の「回答結果一覧」のとおりである。なお, 表中「要素」を「紫」, 「構造」を「緑」, 「新たなテンプレート」を「青」で色づけ出題趣旨を分類した。

正解率が高いのは, 上位から, 問2-1 (86.1%), 問1-2 (80.0%), 問3-3 (73.9%) の順で, いずれも「要素」

【表2】回答結果一覧

	出題内容	主題趣旨	回答1	回答2	回答3	回答4	正解率
			正・誤 回答人数	正・誤 回答人数	正・誤 回答人数	正・誤 回答人数	
問1-1	訴訟手続	・手続の流れの理解 ・構造	誤 38人	誤 4人	誤 4人	正 69人	60.0%
問1-2	執行手続	・手続の流れの理解 ・要素	誤 3人	誤 18人	正 92人	誤 2人	80.0%
問1-3	裁判手続	・手続の流れの理解 ・新たなテンプレート	誤 40人	正 44人	誤 16人	誤 15人	38.3%
問2-1	判決	・用語の理解 ・要素	正 99人	誤 10人	誤 1人	誤 5人	86.1%
問2-2	債務名義	・用語の理解 ・構造	誤 13人	誤 10人	正 63人	誤 29人	54.8%
問2-3	送達証明	・用語の理解 ・要素	正 79人	誤 12人	誤 21人	誤 3人	68.7%
問2-4	送達証明書の作成者	・用語の理解 ・要素	誤 8人	正 80人	誤 15人	誤 12人	69.6%
問2-5	執行文	・用語の理解 ・要素	正 71人	誤 12人	誤 10人	誤 22人	61.7%
問2-6	執行文の付与者 (作成者)	・用語の理解 ・要素	正 73人	誤 18人	誤 23人	誤 1人	63.5%
問3-1	裁判所の役割	・制度の理解 ・新たなテンプレート	誤 15人	誤 28人	正 65人	誤 7人	56.5%
問3-2	執行手続	・手続の理解 ・新たなテンプレート	誤 23人	誤 13人	誤 12人	正 67人	58.3%
問3-3	債権執行の取立	・手続の理解 ・要素	誤 8人	誤 16人	正 85人	誤 6人	73.9%

裁判手続のパンフレットはわかりやすいか
 — 裁判所が提供する民事執行パンフレットの理解度調査の結果から —

の問題である。正解率が低いのは、下位から問1-3 (38.3%)、問2-2 (54.8%)、問3-1 (56.5%) の順で、「構造」又は「新たなテンプレート」の問題である。

問題の種類で見ると、「要素」の問題の正解率は71.9%、「構造」の問題の正解率は57.39%、「新たなテンプレート」の問題の正解率は51.01%で、要素の一致を問う設問の正解率が高く、構造、新たなテンプレートの一致を問う問題の正解率が低くなる傾向が認められる。

この結果から、研究目的②執行パンフレットの「何がわかりにくい(わからない)」について、要素、構造、新たなテンプレートの一致という畑村理論が、わかることのメカニズムの説明として有効であることが認められよう。

5.3 回答結果の分析

全問の分析結果を述べることは紙数の関係でできないので、正解率が上位の3題と下位3題を選び、上からと下からの順で見えていくこととする。

5.3.1 上位3題

正解率が上位3題の設問は、上から順に、図2の「問2-1」、図3「問1-2」、図4の「問3-3」である。

【図2】問2-1 別紙の執行パンフレットの判決(書)には何が書かれているでしょうか。

- ①相手方が、申立人に、30万円を支払えという命令 【正解】
- ②申立人は、相手方から、30万円を受け取れという命令
- ③申立人と相手方は、30万円の支払について話し合えという命令
- ④申立人の勝ち、相手方の負けという宣言

問2-1 用語、要素の問題【図2】

判決に関する用語の問題である。判決の内容は、パンフレット2ページ左、判決の枠内の裁判官(黒い法服を着ている男性)の発言「A男さんはB子さんに30万円を支払いなさい」に回答があり、「要素」の問題である。

86.1%の人が正解で、上位1位の正解率であった。①と②は、相手方から申立人に30万円が移動するという意味では同じ内容だが、①は判決の書き方である「相手方(被告)は申立人(原告)に30万円を支払え」という定型文言(給付文言)を使っているが、②は定型文言とは違う、別の表現を使っているので強制執行ができない点で違いがある。②の「受け取れ」を選んだ回答者も10人(8.7%)いた。

【図3】問1-2 裁判を起こして相手方が申立人にお金を払うよう命じた判決が出たのに、相手がお金を払ってくれないとき、申立人はどうすべきでしょうか。

- ①判決があるにお金を払ってもらえないと裁判所に相談して手段を考える。
- ②判決があるにお金を払ってもらえないと裁判所に執行手続をとるよう依頼する。
- ③必要な書類等をそろえて、強制執行の申立てをする。【正解】
- ④相手に金を払うよう命ずる裁判をもう一度起こす。

問1-2 手続の流れ、要素の問題【図3】

債務名義取得後の債権回収の流れ(強制執行手続)に関

する問題である。パンフレット2ページ左、判決の枠内の女性(B子さん)の発言「強制執行の申立てをしよう!」に回答があり、「要素」の問題である。

80%の人が正解で、上位2位の正解率であった。「申立てをする」とは、申立書を書いて、手数料(印紙)と切手を添えて民事の受付に提出することである。裁判所の窓口で手続を説明すると、申立書も書かずに「じゃあ、それをしてください」と言う人がいるが、それでは申立てをしたことにはならない。この実際の経験を基に②の「執行手続をとるよう依頼する」という選択肢をつくった。要素として「申立て」と異なる「依頼」を使った②を選択した人が18人(15.6%)いた。

【図4】問3-3 相手の給料を差し押さえたとき、差し押さえた給料について正しいものはどれでしょうか。

- ①差し押さえたお金を裁判所が立て替えて払ってくれる。
- ②給料を払う会社が申立人に支払方法について連絡してくる。
- ③申立人が給料を払う会社に連絡を取り、払ってくれるよう依頼する。【正解】
- ④申立書に銀行口座を書いておいて、そこに振り込んでもらう。

問3-3 手続、要素の問題【図4】

債権回収の具体的な方法に関する問題である。パンフレット3ページ右端の「ご自身で、相手方の勤務先から支払を受けてください。」という箇所を見つければ正解でき、「要素」の問題である。

73.9%の人が正解で、上位3位の正解率であった。約4分の1が不正解だったのは、裁判所が代わりに取り立ててくれるなどの期待(誤解)が回答を選択する際、影響を与えたためであろう。

なお、同じ債権(給料や預金)を複数の債権者が差し押さえた(強制執行した)場合(債権者が競合した場合)、配当手続(お金を債権者に振り分ける手続)が行われることになるが、この場合でも、債権者は、裁判所の配当に基づき、法務局で第三債務者(給料を支払う会社やお金を預かっている銀行)が供託した「供託金」から自分の割り当て分(配当金)を払い出してもらうのであり、裁判所が債権者に支払うわけではない。

5.3.2 下位3題

正解率が下位3題の設問は、下から順に、図5の「問1-3」、図6「問2-2」、図7の「問3-1」である。

【図5】問1-3 金銭トラブルの解決から貸したお金の回収までのすべてについて裁判所を利用するとき、申立人は裁判や申立て等の手続を最低何回する必要があるでしょうか。

- ①1回 ②2回【正解】③3回 ④4回

問1-3 手続の流れ、新たなテンプレートの構築の問題【図5】

裁判所を利用して債権回収を行うために必要な流れ全体を問う問題である。パンフレットに直接の回答はない。この設問の前にある問1-1で訴訟手続を、問1-2で執行手続を尋ねているので、「訴訟手続+執行手続=債権回収」

という構造が頭にイメージできれば正解できる。「新たなテンプレートの構築」の問題である。

訴訟手続は、強制執行するために必要な債務名義（判決など）を取得する手続であるが、債務名義については、問2-2で尋ねている。

38.3%の人が正解で、下位1位の正解率であった。問1-1, 2の両方を正解できた人であれば、問1-3も正解できると予想されたが、問1-2, 2の両方を正解した61人のうち問1-3を正解できた人は22人（61人の約4割）であった。正解できなかったのは、訴訟手続（要素）と執行手続（要素）がバラバラに存在する段階に理解がとどまり、2つの手続（要素）がつながって債権回収ができるという段階（構造）にまで理解が及ばなかったからであろう。

【図6】問2-2 次のうち、債務名義に当てはまらないものはどれでしょうか。

①判決 ②調停調書 ③借用書【正解】 ④仮執行宣言付き支払督促

問2-2 用語、構造の問題【図6】

債務名義の種類に関する問題（用語）である。③「借用書」だけがパンフレットにはなく、その他はパンフレット2ページの「②必要な書類などの準備」に、項は異なるが載っており、「構造」の問題である。

54.8%の人が正解で、下位2位の正解率であった。誤答である④を選択した人が29人、約4分の1であった。

執行パンフレットに「債務名義」という言葉は何度か出てくるが細かい説明はなく、具体例がいくつか載っているだけである。④仮執行宣言付き支払督促（要素）が載っている項とは違うが、①、②とともに債務名義の構成要素になっていること（構造）に気づけば正解できる。

なお、強制執行できる債務名義は、民事執行法第22条に定められている。借金するときの借用書や交通事故の示談書は証拠としては意味があるが、それ自体で強制執行することはできない。裁判所が作成に関与しない債務名義として、公正証書がある。

【図7】問3-1 次のうち、裁判所がしてくれることはどれでしょうか。

①法律相談を行い、相談者の立場に立ったアドバイスを与える。
 ②目的に応じた申立書を備えておき、自分で申立書を書けない人には代筆する。
 ③申立てに必要な手数料（印紙）と切手の額を教える。【正解】
 ④事案に応じた専門の弁護士を紹介する。

問3-1 制度、新たなテンプレートの構築の問題【図7】

裁判所の役割に関する問題である。パンフレット4ページの（注1）には「相手方の財産の調査」として印紙、郵便切手、手続費用の説明があり、（注3）では「債権差押命令の申立て」として「必要な収入印紙や切手の額、その他の添付書類については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください」と説明している。裁判所が2つの手続で手数料と切手の額を教えるのであれば、公平・公正さに問題はなく、どんな手続でも同様の扱いをするだろうと思いつけば正解できる。「新たなテンプレートの構築」の問題で

ある。

56.5%の人が正解で、下位3位の正解率であった。窓口で「相談しにきました」と言う利用者は多いが、裁判所が行うのは「手続案内」であって「法律相談」ではない。手続案内と法律相談の違いは、裁判所が公平・公正さを維持できるかどうかにある。相談に応じて「アドバイスする」ということは、一方当事者に加担することで公平ではない。また、弁護士の紹介は、弁護士に優劣をつけることになるので公正ではない。本設問には、一般の人が裁判所に対して抱く期待や誤解を選択肢に入れたので、判断を誤った人が4割を超えたということであろう。

5.4 民事裁判の経験者等の得点状況

115人の回答者のうち、①民事裁判の経験者は5人で、平均得点は6.8点（56.7%の正解率）、②民事裁判手続の学習経験者は15人で、平均得点は6点（50%の正解率）、③両方の経験者は3人で、平均得点は6点（50%の正解率）であった。絶対数が少ないので断定はできないが、裁判経験や法律の学習経験が、執行パンフレットの理解にプラスの影響を与えたとは言い難い。

6. 自由記述とその分析

第3部に自由記述欄を設け、回答者の率直な意見や感想を書いてもらった。「特になし」を含め一言でも自由記述欄を書いてくれた回答者は97人（84.3%）である。慣れない言葉が多い執行パンフレットを読んで設問12題に回答し、その後コメントを考えるのはかなりの労力を要したであろう。しかし、多くの回答者は誠実に自由記述に取り組み、かなりの分量で、かつ、種々のコメントを書いてくれた。次項以下で、自由記述から得られた回答者の生の声を紹介・分析し、研究目的③執行パンフレットをわかりやすくするためには何が必要かについて示唆を得たい。

なお、主だったコメントは、【表3】「自由記述の主たるコメント」中【表3-1】「形式に関するコメント」から【表3-4】「その他のコメント」とおりである。

【表3】自由記述の主たるコメント	
【表3-1】形式に関するコメント	
説明方法	15人
図・イラスト・チャート	7人
フォント	6人
情報量	3人
【表3-2】何が「難」しいかのコメント	
[言葉]が難しい	17人
[～]がなし	11人
[理解]が難しい	5人
[内容]が難しい	3人
【表3-3】「理解」に関するコメント	
パンフレットがわかりづらい	10人
理解に時間がかかる	5人
しっかり読み込まないとわからない	4人
【表3-4】その他のコメント	
回答を探すのが難しい	4人
裁判所の役割が明確でない	2人

6.1 好意的と解釈できるコメント

少しでも好意的と解釈できるコメントは多くはなかった。3人の回答者がパンフレットを読んで回答できたとコメ

裁判手続のパンフレットはわかりやすいか
— 裁判所が提供する民事執行パンフレットの理解度調査の結果から —

ントしてくれたが、その3人の得点は、12点満点中11点（正解率91.7%）、9点（正解率75%）、8点（正解率66.7%）で、全員が全問正解とはなっていない。

「図解でわかりやすくしてくださっているのだとは思いますが、それでもなお、名前が似ているように思ってしまうものばかりで、区別が付きにくいことが、法律を難しく感じさせる大きな要因なのだと思います。」のように、2人の回答者が好意的な表現もあるが全体としては批判的なコメントをした。

6.2 批判的なコメント1（形式）

批判的なコメントのうち、最初に執行パンフレットの「形式」に関するコメントから紹介・分析する。主だったコメントは、【表3-1】「形式に関するコメント」のとおりである。

6.2.1 説明方法

15人の回答者が本執行パンフレットの「説明の仕方・方法」についてコメントした。シンプルなものでは「ケースバイケースに分けた、かみ砕いた説明が必要」が代表例である。説明の配置や方法について細かく言及したコメントとして、「流れを書いた部分から注意1や注意3を見たり、（ ）で補足していたり右下に※で書いたりなど、追加の説明の部分がちぐはぐ。」がある。

裁判所と当事者の役割について、誰が何をするのか（やってくれるのか）を明らかにすべきというコメントとして、「やるべきことと、やってくれることを分けて記述して欲しい。債権者がこれこれしたら、裁判所はここまでしますとまず記述をする。これ（結果）を記述したあとに、手順や流れを記述して欲しい。」「誰が、どこで、何を、どのようにをしっかりと分けて書いてくれているとわかりやすい」がある。

説明の簡潔さを求めるコメントとして、「可能であれば注意の方はもう少し短くしてもいいと思いました。」もあった。執行パンフレット4ページの注意事項には、1文が6行という説明があり、理解してもらうことを目的とする説明としては長すぎると言わざるを得ない。

言葉に関するコメントとして、「法律用語と意味については難しい事が多いのもっと優（易）しく表示して欲しい。」「専門用語をもっと砕いた言い方で載せた方が分かりやすい。」があった。「ページ数が増えてもいいからもっともっと初心者でもわかるようにしたほうがいい」というコメントもあったが、この要望に応じてかみ砕いた言葉で説明するとA4版画面では収まらなくなり、パンフレットの体裁そのものを考え直す必要に迫られる。

6.2.2 図・イラスト・チャート

7人の回答者が、図・イラスト・チャートの使用についてコメントした。裁判手続には時間的経過（流れ）があり、執行パンフレットでも流れをわかりやすく説明するた

めに図やフローチャートが使われている。シンプルなコメントとして、「手続の流れが分かりにくい図です。」がある。厳しいコメントとして、「イラストを使うのはベースがわかりやすい場合はとても有効ですが、今回の場合は手続きの流れ自体が時系列になっているわけでもなく分かりづらかったので、イラストによりさらに分かりにくくなってしまったような印象も受けました。」というものもあった。この執行パンフレットをよく読んでみると、パンフレット全体或部分から手続の流れが時系列で書かれていることがわかる。しかし、イラストの説明や配置が効果的ではなかったため、一般の人には、かえってわかりづらいものとなってしまったのであろう。

6.2.3 フォント

6人の回答者が、フォントについてコメントした。「もう少し大きな字でお願いしたい」が代表例である。「字がみっちりしているのもう少し空間が欲しい」と字と字との間隔や配置のまずさを指摘するコメントもあった。また、読みやすさについては、「パンフレットの文字が少々詰まっていて、電子媒体では読みにくさを感じました。」が代表例で、「字が細かくて読む気がなくなるのは、正直な気持ち」と回答者の読む気を奪うという指摘まであった。一般の人が執行パンフレットを読むのは必要に迫られたからで、楽しみからは決してない。提供するパンフレットが「読む気」を奪うような事態は是非とも避けたいものである。

6.2.4 情報量

3人の回答者が情報の量についてコメントした。「一枚のページの中に内容が多く詰め込まれすぎている感じがします。」という指摘は、「パンフレットがごちゃごちゃしていて見にくい」というコメントの説明にもなっている。本執行パンフレットはA4版両面のもので、紙面に盛り込める情報には限界がある。裁判所から情報として伝えたいことが山ほどあったとしても、1つのパンフレットに「何」を「どこ」まで載せるか（逆に、パンフレットの説明から何を落とすか、何を書かないか）は十分に検討されなければならない。提供すべき情報が多いときは、複数のパンフレットに分けることも検討すべきであろう。

6.3 批判的なコメント2「難」

6.3.1 概要

回答者の46人（自由記述を行った者の47.4%、回答者全体の40%）が、自由記述に「難」という言葉を使った（難の内容が明らかでない人は11人）。

「難」をあげた人が全回答者の4割というのは一見少ないように見えるが、それは自由記述欄から抽出した数値だからである。「パンフレットは難しいと思いましたか」という質問を入れたとすれば、大多数が「はい」と答えた可能性は非常に高い（「はい」と答え、そこで自由記述を終

わらせてしまうことを避けるため質問には入れなかった)。主だったコメントは、【表3-2】「何が「難」しいかのコメント」のとおりである。

6.3.2 「難」の内容

「難」をあげた人のうち、言葉が難しいとコメントした人は17人で、「専門用語ばかりで、わかりず(づ)らい」が代表例である(この数には「専門用語」、「法律用語」、「用語」をあげた人数を含む)。

「理解」が難しいとコメントした人は5人で、「パンフレットの内容を自分で読んだだけでは、裁判に関する知識のない人には正しく理解するのは難しいと思いました。」というのが代表例である。

「内容」が難しいとコメントした人は3人で、「説明されている内容が難しい。すべて1(一)字一句、内容を理解できないと全容を理解できないようになっている。」が典型例である。

馴染みのない法律用語や言葉で説明された執行パンフレットを理解するのは、多くの回答者にとって容易ではない。多少馴染みがあるはずの法律学習者や民事裁判経験者の正解状況も、5.4に記載したとおり残念な結果に終わっている。

6.4 批判的なコメント3「理解」

6.4.1 概要

言葉として「理解」、「分かる」、「わかる」を使った回答者は52人(45.2%)である(使用者数)。

主だったコメントは、【表3-3】「理解」に関するコメント」のとおりである。

6.4.2 「理解」の内容

本研究のテーマそのものになってしまうが、10人の回答者が本執行パンフレットがわからない(わかりづらい)とコメントした。ほかにも「なんだかわからない」、「正しく理解できたかわからない」などのコメントもあった。

5人の回答者は、理解を阻む要因として「言葉」をあげている。「正確さを追い求めすぎた結果、法律用語をそのまま使用してコメントしたため素人の方が読んでもさっぱり理解できないものになってしまいました。」が代表例である。執行パンフレット3ページに、「不動産や動産を差し押さえる場合には、別途手続費用を予納する必要があります。」という1文がある。この文には「不動産」、「動産」、「差し押さえ」など法律用語が使われている(不動産は一般用語でもある)。ほかに「別途」、「予納」など一般の人が使わない言葉も使われており、馴染みのない言葉のオンパレードとなっている。「不動産」を「土地・建物」、「別途」を「別に」、「予納」を「事前に収める」などと言換える工夫が必要であろう。確かに法律用語や漢字だけの言葉を使えば正確で簡潔な説明となり、文章のスタイルとして締まった印象を与えることができる。しかし、その

ために「わかりやすさ」を犠牲にするのは、パンフレットの趣旨としては本末転倒になるのではなからうか。

5人の回答者が、理解するのに時間がかかったとコメントした。「聞き慣れない言葉が多く、理解するのに時間がかかりました。」が代表例である。法律用語が要素の場合、要素そのものを理解するのに時間がかかる。更に構造を問う設問の場合、要素と要素のつながりも理解しなければならぬから、時間がかかるのは自然なことである。

理解するためにパンフレットを「どう読んだか」については、読み込む必要があったとコメントした回答者が4人いた。「とても読みにくいしわかりにくいパンフレットだと思いました。何回も読み直しました。」「普段使わない言葉が多いので、ある程度読み込まないと流れを理解するのが難しい。」が代表例である。理解のために読み込む必要があったのは、理解に時間がかかったのと同じ理由であろう。

6.5 批判的なコメント4(その他)

ここでは6.2から6.4までで紹介できなかったコメントを紹介・分析する。

主だったコメントは、【表3-4】「その他のコメント」のとおりである。

4人の回答者が回答を探すことが難しかったとコメントした。「パンフレットを見て回答しましたが、どこに書いてあるのか分からない問題がありました。」が代表例である。そのうち2人は「裁判所がやってくれること(裁判所の権限)」についてのコメントで、「送達証明書や、強制執行について、裁判所がしてくれることなどの詳しい説明が見つからずわかりづらかった。」というものである。これらのコメントは、問3-1の設問で裁判所の役割を尋ね、その回答を見つけるのが大変だったという不満(嘆き)と思われる。設問12題の中には、執行パンフレットに直接答えがある問題もあるが、執行パンフレットに書かれた複数の内容(要素)を頭の中で再構成(構造)しないと答えられない問題もある。すべての答えはパンフレットのどこかに書いてあると思って設題に取り組んでも回答を見つけられない(見つけにくい)のは、出題した趣旨から仕方がないことである。

2人の回答者が裁判所の役割について驚きの声とも言えるコメントをした。代表例は「こんなことまで素人が自分でやらなければならないのかと驚き、戸惑いながら読みました。」である。窓口対応をしていると、利用者が裁判所に対し市町村役場の福祉部門の仕事(行政的役割)を期待していると感じることが珍しくない。しかし、裁判所は、利益が対立する当事者間で生じたトラブルを解決する場所、どちらの当事者の言い分が正しいかを判断する場所である。裁判所には公平・公正さが求められるので、一方の当事者に偏った役割を果たすことはできない。パンフレット4ページの(注3)で、債権差押命令の「申立書はご自身で作成してください。」とあるのは、職員の眼からする

裁判手続のパンフレットはわかりやすいか
 — 裁判所が提供する民事執行パンフレットの理解度調査の結果から —

と普通のことであるが、後見的役割を裁判所に期待する利用者には、裁判所は冷たい役所だと感じさせるところであろう。窓口の職員が申立書を「代筆」することはない（家族の代筆は許される）。当事者に視覚障がいがある場合、裁判所書記官が言い分を聞きとって調書にまとめ、それを申立書の代わりにすることがある（口頭受理）。しかし、調書に書く内容は、あくまで申立人本人が言ったことである。申立書に何を書くかわからない（法的に何を主張するのかかわからない）場合、相談すべき相手は弁護士や司法書士など、法律の専門家である。なお、もし健常者が口頭受理を希望した場合、あとになって敗訴でもしたら、負けた理由をよく調べもせず調書を作成した書記官に対し、「お前の書いた調書のせいで自分は負けた」と言い出す危険があるので、「自分の力で、自分の言葉で書く」ように窓口指導することになる。

印象的なものとして、「実際、自分が民事訴訟手続きするってなると損はしたくないのでしっかりやるつもりだが、パンフレットを見ると大変そうでやる気が失せるのが正直なところですよ。」というコメントがあり、一般の人の正直な感想が表れていると思われる。

また、執行パンフレットのどこにも「弁護士」という言葉が出てこないにもかかわらず、「弁護士はどのタイミングで登場するのでしょうか？ いない場合もある？」というコメントも印象的であった。テレビドラマでは弁護士が法廷に登場し活躍する場面が多いので、当然どこかで現れるのだろうと思って不思議ではない。しかし、日本の民事裁判手続では「弁護士強制主義」をとっていないので、当事者が自分で依頼しない限り弁護士が登場することはない（外国には弁護士強制主義をとっている国もある。なお、日本でも刑事裁判手続には国選弁護人制度がある）。弁護士に依頼せず、または、何らかの理由で依頼できないので、当事者本人が自分で裁判手続を行うことは珍しくない（本人訴訟。特に簡易裁判所の民事裁判手続ではよく見られる）。本人訴訟も相当数存在するという実情を考えたとき、本執行パンフレットのような手続案内（書）が、一般の人にとってわかりやすいものである必要はより高くなり、本研究を行う意義にもつながるであろう。

6.6 わかるためには何が必要か

研究目的③パンフレットをわかるためには何が必要かについて、自由記述の分析と設問12題の調査結果を合わせて考える。

わかるためには、読み手が「要素」を見つけ出し、執行パンフレットの要素と自分の中の要素を照合できることが必要である。そのためには、フォントの大きさ、文字間、行間に配慮することが第1の条件となる。

また、A4版両面という限られた紙面であることを考慮すると、盛り込む情報も必要最低限に絞りこむことが、第2の条件となる。とかく情報を提供する側は（間違った）親切心から情報量を多くしがちである。しかし、それでは

「ごちゃごちゃして見づらい」という結果を生むだけで、理解や理解度の向上にはつながらない。

更に、要素の多くは法律・専門用語であるから、用語の説明も、要素と距離を置かず（離れていると説明のあることにも気がつかない）、1文を短く、箇条書きも利用し、回りくどい言い方はしないことが、第3の条件となる。

以上の条件を満たし、「構造」や「新たなテンプレート」の段階に進んだら、要素と要素、構造と構造の「つながり」がわかるようすることが、第4の条件となる。3.2.2「畑村理論」で見たとおり、構造も新たなテンプレートも、元は要素と要素のつながりである。「つながり」を認識できる（目に見えるようにする）ためには、フローチャートや図を効果的に（関連性が見失われないように）使う必要がある。

執行パンフレットをわかるためには何が必要かについて、調査結果とその分析から言えることは、以上のような「説明する上での配慮（工夫）」が最低限行われる必要がある、ということである。

7. 終わりに

わかるのメカニズムを要素、構造、新たなテンプレートの一一致であると言っても、「うまいソバがどんなものかわかる」ということと「執行パンフレットがわかる」ということを同列に論じることはできない。

人によって違いはあるだろうが、「うまいソバ」は「ソバ（麺）」、「汁」、「具材」など、それぞれの要素は具体的でわかりやすいものが多い。

一方、本研究に何度か出てきた「債務名義」はどうか。法学部の学生がよく使っている辞典、有斐閣『法律学小辞典』（第5版）[11]は、債務名義を「『請求権』の存在及び内容を『公証』する文書で、それに基づく『強制執行』が法律上認められているもの」と説明する。法律書の記述とほとんどかわらないこの説明で、一般の人に債務名義を理解しろと言うのはいささか酷ではないだろうか。また、『請求権』など二重かぎカッコ（『』）で囲まれた言葉は債務名義の「要素」であるが、見出し語としてこの辞典の別のページでそれぞれ説明されている。つまり、最初の説明で債務名義がわからなければ、要素である言葉をあちこちと何回も調べなければならないことになる。これではまるでマトリョーシカ人形（ロシアの郷土玩具。木製の人形の中に小さい人形が複数入れ子式に入っている）から、内部にある人形を1つ1つ取り出していくようなものである。マトリョーシカ人形は遊びであるからトライする人もいるであろう。しかし、一般の人は、司法試験でも目指すのでなければ、債務名義を理解するために辞典を何回も調べるなどという苦勞にチャレンジはしないであろう。われわれ裁判手続を説明する側の人間は、かつて法律用語をマスターするために自分も苦勞したことを忘れることなく、一般の人たちの理解がどのレベルにあるか常に観察し

ながら、手続案内を行う必要がある。このことを肝に銘じて、本研究を終わることにしたい。

謝 辞

2年間ご指導いただいた滝浦真人教授に深く感謝を申し上げます。また、合同ゼミでご指導いただき、修士論文の副査もつとめていただいた大橋理枝教授にもお礼を申し上げます。最後に、コロナ禍で最初から最後までzoomでしか顔を見ることができなかった滝浦ゼミのメンバーにも感謝と慰労の言葉を送ります。

引用文献

- [1] 出入国在留管理庁・文化庁 (2020) 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」
- [2] 最高裁判所 (2020) 「強制執行の申立てをされる方のために」〈<https://www.courts.go.jp/>〉
- [3] ジョン・ギボンズ著・鶴田千佳子ほか訳 (2013) 『法言語学入門 司法制度におけることば』東京外国語大学出版社
- [4] 橋内武ほか編著 (2012) 『法と言語 法言語学のいざない』くろしお出版
- [5] 浅井満智子 (2020) 『アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア 政府公認伝わる短い英語—新しい世界基準Plain English』東洋経済新報社
- [6] 岩田一成 (2016) 『読み手に伝わる公用文—やさしい日本語—の視点から』大修館書店
- [7] 今井むつみ (2016) 『学びとは何か—探求人—になるために』(岩波新書) 岩波書店
- [8] 川添愛 (2021) 『言語学バーリ・トゥード Round 1 AIは「絶対に押すなよ」を理解できるか』東京大学出版社
- [9] 山鳥重 (2002) 『「わかる」とはどういうことか』(ちくま新書) 筑摩書房
- [10] 畑村洋太郎 (2008) 『みる わかる 伝える』講談社
- [11] 高橋和之ほか編集 (2016) 『法律学小辞典』(第5版) 有斐閣

参考文献

- 庵功雄 (2016) 『やさしい日本語—多文化共生社会へ—』(岩波新書) 岩波書店
- 大河原眞美 (2009) 『裁判おもしろことば学』大修館書店
- 大河原眞美ほか (2016) 「市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究—辞書記載比較—(前編)」『地域政策研究 (高崎経済大学地域政策学会)』18(2・3), pp.1-17
- 大橋將 (2010) 「法の日本語」『専門日本語教育研究』12, pp.15-18

- 加藤新太郎編・羽田野宣彦ほか著 (2002) 『リーガル・コミュニケーション【民事プラクティス I】』弘文堂
- 畑村洋太郎 (2005) 『畑村式「わかる」技術』(講談社新書) 講談社
- 町田健編・舛山洋介著 (2002) 『シリーズ・日本語のしくみを探る ⑤認知意味論のしくみ』研究社
- 松本恒雄ほか編 (2014) 『日本法への招待』(第3版) 有斐閣
- 宮城恵子・伊佐雅子 (2012) 「患者の視点からみた医療不信とコミュニケーション」『日本コミュニケーション学会九州支部』10, pp.14-36
- 山崎信寿 (2008) 「専門日本語の気配り」『専門日本語教育研究』10, pp.19-24
- 渡辺藍 (2015) 「『やさしい日本語』による公的文書の書き換えの諸相—書き換え困難語彙の抽出を中心に—」『一橋日本語教育研究』3, pp.73-84